

付議第 6 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案
に係る意見聴取に関する議案

平成 23 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく県教育委員会の権限に属する事務のうち、奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付の事務を香美市及び仁淀川町が処理することとしていたものを廃止するとともに、平成25年度末の高知県立宿毛高等学校大月分校の閉校に伴い大月町が処理することができるようにしようとするものである。

第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「香美市及び仁淀川町」を「大月町」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対
新

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（抜粋）

（事務処理の特例）

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、別に教育委員会規則で定める事務は、大月町が処理することとする。

照 表
旧

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（抜粋）

（事務処理の特例）

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、別に教育委員会規則で定める事務は、香美市及び仁淀川町が処理することとする。

高知県通学支援金奨学金制度の概要

1. 目的

高知県立高等学校の統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされるとともに、経済的な理由により修学が困難な者に対して、通学に係る経費の負担が増えることに対する激変緩和措置として、奨学金を貸与することにより、子どもたちの進学、修学を支援する。

2. 貸与対象者

- ① 統廃合となる県立高校が募集停止となり、入学する生徒がいなくなる年度から3年の間に、対象中学校を卒業後引き続き県立高校に入学した者であって、対象中学校の校区に居住する者
 - ・ 大栃高等学校（20年度募集停止）
大栃中学校を卒業し、平成20、21、22年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
 - ・ 仁淀高等学校（21年度募集停止）
仁淀川町内の中学校（吾川中学校、池川中学校、仁淀中学校）を卒業し、平成21、22、23年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
 - ・ 宿毛高等学校大月分校（24年度募集停止）
大月中学校を卒業し、平成24、25、26年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
- ② 保護者が高知県内に居住している者
- ③ 経済的な理由により修学が困難な者
- ④ 高知県高等学校等奨学金、その他奨学金との併給は可能とする

3. 貸与金額（無利子貸与）

月額 30,000円以内

※ 貸与を受ける者が、5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円のいずれかの金額を選択できるものとする。但し、通学のために使用する公共交通機関の月額を超える額は選択できないものとする。

4. 貸与期間

各課程の最短修業年限（全日制3年間、定時制4年間、通信制4年間）

5. 奨学金の返還

- ・ 返還期間 7～20年
（例）月額3万円の貸与を受けた場合 返還月額8,181円（返還期間11年間）
- ・ 同時に「高知県高等学校等奨学金」の貸与を受けている場合は、両方の奨学金を合算した金額により、返還期間と返還月額を決定する。

6. その他

- ・ 貸与希望者の受付は、貸与を受ける前年度の12月に実施する。

通学支援奨学金年度早見表

条例第2条第2項

廃止されることとなる県立高校において第一学年に入学することができなくなる年度から当該年度を含め3箇年度までの間に、県立高校に入学した者(前号の中学校を卒業後引き続き入学した者に限る。)であること。

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大栃高校				募集停止	年度未閉校								
	H20入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3									
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3								
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間				中3							

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
仁淀高校					募集停止	年度未閉校							
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3								
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間				中3							
	H23入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間					中3						

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大月分校								募集停止	年度未閉校				
	H24入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間					中3						
	H25入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間						中3					
	H26入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間							中3				